

堺市市税条例施行規則の一部を改正する規則

堺市市税条例施行規則（平成12年規則第109号）の一部を次のように改正する。
様式第21号及び様式第22号を次のように改める。

（次のよう 別記）

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

年 月分 入湯税納入申告書		年 月 日		
堺市長 殿				
特別徴収義務者 住所 (所在地)				
氏名 (名 称)				
(代表者氏名)				
電 話 番 号				
堺市市税条例第 8 6 条の 5 第 3 項の規定により、入湯税の納入について次のとおり申告します。				
入 湯 月	年 月	納 入 月	年 月	
鉱泉浴場施設の所在地				
鉱泉浴場施設の名称				
	宿泊を伴う入湯	宿泊を伴わない入湯		
① 前月中の入湯客数	人	人		
課税免除となる入湯客数	② ①のうち12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	人	人	
	③ ①のうち地方税法第292条第1項第10号の障害者	人	人	
	④ ①のうち入湯に係る料金が1,000円未満の者(※1)	/		人
	⑤ ①のうち修学旅行等の学校教育上の行事の参加者等(※2)	人	人	
	⑥ 合計(②+③+④+⑤)	人	人	
⑦ 課税となる入湯客数(①-⑥)	人	人		
⑧ 税率(1人1日当たり(※3))	150円		75円	
⑨ 入湯税額の small 小計(⑦×⑧)	Ⓐ	円	Ⓑ	円
⑩ 当月納入する入湯税額(Ⓐ+Ⓑ)			円	
摘 要				

注意 この申告書は、前月中の入湯客について記載し、毎月15日までに提出するとともに、その納入金(上記⑩)は、納入書によって納入してください。

※1 宿泊を伴わない入湯をする者であって、当該入湯に係る料金(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)として1,000円未満の額を負担するもの

※2 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。))及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)が実施する修学旅行その他学校教育上の見地から行われる行事に参加している幼児、児童、生徒若しくは学生又は当該行事における引率者若しくは介添者

※3 宿泊を伴う場合は、1泊をもって1日とする。

